## 分類例規(第1編) 改正の概要(平成18年4月1日 施行予定)

HS 番号	品目	概要
第 2102.20 号	単細胞微生物	単細胞微生物(スピルリナ・プラテンシス)を用いた栄養補助
		食品(タブレット状)は、単細胞微生物として第 21.02 項に分
		類。
第 3206.11 号	二酸化チタン	少量の化合物を意図的に添加して得られた二酸化チタン
		は、チタンの酸化物(第 28.23 項)ではなく、顔料として第 32.06
		項に分類。
第 3824.90 号	植物用の液状微量 栄養素調製品	微量の窒素及びカリウムが加えられていても、亜鉛、銅及び
		マンガンの不足した土壌での種子の発芽と成長を助ける調製
		品は、肥料(第 31.05 項)ではな〈第 38.24 項に分類。
第 3824.90 号	バイオディーゼル	バイオディーゼル(植物油又は動物油から誘導される長鎖
		脂肪酸のモノアルキルエステルの混合物)は、油脂(第 15.16
		項)、石油類(第27類)ではな〈第38.24項に分類。

## 分類例規(第2編) 改正の概要(平成18年4月1日 施行予定)

	品目	概 要
4104.41-1-(1) 4104.49-1-(1)	   牛又は馬類のクロムなめしをした皮 	分類の明確化のための新設。